



スポーツ安全保険について

当クラブにて加入するスポーツ安全保険は以下の通りです
詳しい案内については財団法人スポーツ安全協会ホームページをご覧ください。

加入できる団体			
スポーツ活動、文化活動、ボランティア活動、地域活動を行う社会教育関係団体をご加入いただけます。 なお、家族だけで活動する団体や、プロスポーツ、営利活動を目的とする団体は社会教育関係団体ではないため、ご加入いただけません。(会員制スポーツクラブ等の場合は、その会員・参加者は加入できます。)			
加入対象者	補償対象となる団体活動等	加入区分	年間掛金 (1人あたり)
 中学生以下(特別支援 学校高等部の生徒を 含む。)	スポーツ・文化・ボランティア・地域活動 	A1	600円

補償される範囲	
団体活動中 被保険者の所属する「団体の管理下」における 団体活動中の事故 <small>AW区分に限り、「団体活動中及びその往復中」以外の事故も対象(日射・ 熱射病、細菌性・ウイルス性食中毒及び突然死を除く。)</small>	団体活動への往復中 所属する団体が指定する集合・解散場所と被保 険者の自宅との通常の経路往復中 <small>自動車運転中の事故は、賠償責任保険の対象とはなりません。た だし、被保険者自身のケガは傷害保険の対象となります。</small>

団体管理下とは
「団体管理下」とは、団体の活動計画に基づき、指導監督者等の指示に従って**団体活動**を行っている間をい
います。

活動場所への集合 ➡ 準備 ➡ 活動 ➡ 後片付け ➡ 解散

また、合宿中などの場合は、宿泊、旅行の全行程が対象となり、その間の休憩中なども含まれます。

学校管理下の活動は対象となりません
学校教育法に基づく幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援
学校及び児童福祉法に基づく保育所の団体は、保険金請求時に学校管理下でないことの学校長の証明が
必要となります。学校管理下か否かは学校長の判断によります。

補償される事故

スポーツ安全保険では、次の事故が補償されます。(範囲は次項参照)

傷害保険

急激で偶然な外来の事故により被った傷害による死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償

日射・熱射病及び細菌性・ウイルス性食中毒も対象となります。ただし、AW区分では団体活動中とその往復中のみ対象となります。

対象となる事故

被保険者(補償の対象となる方)が日本国内での団体の活動中及び自宅との往復中に、急激で偶然な外来の事故により被った傷害(日射・熱射病及び細菌性・ウイルス性食中毒を含む。)による死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償します。

また、AW区分にご加入の場合は、上記に加えて、「団体活動中及びその往復中」以外の事故(日射・熱射病、細菌性・ウイルス性食中毒及び突然死を除く。)も対象となります。



・団体活動中のケガ



・団体活動への往復中のケガ

賠償責任保険

他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負うことにより被った損害を補償

対象となる事故

被保険者が日本国内での団体の活動中及び自宅との往復中に、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負った場合に対象となります。

また、AW区分にご加入の場合には、上記に加えて、「団体活動中及びその往復中」以外に発生した賠償事故も対象となります。



・団体活動中に、一時的に借用した体育施設の窓ガラスを割ってしまった場合



・団体活動への往復中、自転車で通行人とぶつかりケガをさせた場合

共済見舞金

突然死(急性心不全、脳内出血などによる死亡)に対し見舞金を給付

AW区分では団体活動中とその往復中のみ対象となります。

対象となる事故

加入者が団体の活動中及び自宅との往復中に発生した、突然死(急性心不全、脳内出血などによる死亡)が支払いの対象となります。

突然死とは、その顕著な徴候が「活動中及び往復中」に発生した、突然で予期されなかった病死(心臓マヒ)、急性心機能不全(心臓マヒ)、急性心不全、急性心停止又は特別な外因が見当たらない頭蓋内出血などが直接死因とされたもので、原則として発症から24時間以内に死亡したものをいいます。



傷害保険 保険金額

加入区分	対象範囲	死亡	後遺障害(最高)	入院(1日につき)	通院(1日につき)
A1	団体活動中とその往復中	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円

賠償責任保険 保険金額

加入区分	対象範囲	賠償責任保険支払限度額(免責金額なし)
A1	団体活動中とその往復中	身体・財物賠償 合算1事故5億円 ただし、身体賠償は1人1億円

共済見舞金 給付額

加入区分	対象範囲	給付額
A1	団体活動中とその往復中	突然死(急性心不全、脳内出血など) 180万円